

平成 20 年度 横浜市港南区生活支援センター 事業計画書

1. 指定管理者制度の趣旨を踏まえた事業展開

当法人は 5 年 4 ヶ月、港南区生活支援センター「以下、センターという。」の運営を行い、平成 18 年 4 月より導入された指定管理者としても 3 年目を迎える。指定管理者の趣旨では経費節減とサービス向上が求められている。それを踏まえ、当法人の力を発揮しつつ、地域福祉に必要な不可欠な施設として運営に務めなければならない。

平成 18 年 10 月 1 日より障害者自立支援法「以下、法という。」が完全施行され、障害をもつ人々が自立した生活をおくることのできるような地域社会の実現を目指すことをテーマに、3 障害福祉サービスが一元化された。そして利用者負担、施設体系やサービス種類の変更など、その仕組みが大きく変わった。地域生活支援事業である生活支援センターは相談支援事業及び地域活動支援センター事業へと位置づけがされた。この二つを柱とし、法に位置づけられたケアマネジメント技法を導入しながら、障害者が自立、自己実現に向かって、自ら選択、決定し、地域で生活している実感がもてるような具体的事業を行わなければならない。特に相談支援事業については、指定相談支援事業者として県の指定を受けており、今後も身近な相談から専門相談まで窓口を広くとり、他障害対応も視野に入れ、多様化・複雑化していく福祉相談への適切な対応が求められる。そのためには、精神障害者社会復帰施設としての専門性の向上と自己研鑽が必要になる。

当センターはこれまで港南区における精神保健福祉団体・家族会・ボランティア団体・他分野における福祉団体などとの協力関係を築いてきた。今後、これらの関係を継続・発展させながら、精神障害をはじめとした 3 障害対応の社会資源として地域のニーズを把握することに努め、それに応えられるための体制づくりをしていかなければならない。障害を持つ人々が住みなれた地域で安心して生活できるためには、どのような支援があれば自分らしい生活が出来るのか、昨年より横浜市で始まった障害者自立生活アシスタント事業、退院促進支援事業にも積極的にに関わり、地域における福祉・医療の橋渡しとなるよう、生活支援センターの専門性を貢献させていきたい。

2. 相談支援事業

不特定多数の利用特性を持つセンターは、日常生活支援（生活リズム、対人関係、金銭管理、服薬管理等）の相談を受けても利用者は必ずしも継続利用をするとは限らないため、本人のニーズを掴みづらい難しさがああり、支援が定着しにくい傾向にある。ニーズを掴むアセスメント力を職員がつけるために、利用者との日常の対話の中から信頼関係を構築し、本人の了解のもと、生活目標をどこに置くか、しっかりと見極め、生活支援計画の実行により、その人らしい生き方、生活の仕方を共に考えていきたい。そのためにはケアマネジメントの技法を用い、医療や福祉機関とも協力してより良い個別支援を目指していきたい。それは利用者にとって社会生活技能の獲得、地域生活のための自立に向けた支援、ひいてはその人らしい生活を送ることにもつながる。また、訪問などを通して生活状況を把握する機会作りにも積極的に取り組みたい。

これについては福祉保健センターとも連携し、お互いに補いながら福祉サービスを利用していない人たちへの訪問の働きかけを行い、ニーズの掘り起こしがひいては家族支援へと発展させられるようなサービスの提供をしたい。

3. 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業については、入院や病状、障害の程度により社会参加・復帰が困難な人達にとって、社会との交流及び創作的な活動を促進する機会、場所を提供する役割がある。その中心となるオープンスペースは障害者、特に既存の社会資源に属していない人たちや関係機関、地域住民に提供し、双方の交流を促進するための多様な活動を行なう場として幅広く開放したい。また、地域で生活をする精神障害者が「生活のしづらさ」を補完できる社会資源として「憩いの場であるセンター」と位置づけたい。これらを有効に機能させていくには、「病院から施設へ」「施設から地域社会へ」と地域福祉に移行されつつある今日の流れに沿って、障害者のエンパワメントを図るための活動を重要な実践課題のひとつと認識しなければならない。その生活の場である地域コミュニティが希薄になり、かつ障害者理解にまで意識が及ばない現実に対して、誰もが安心して暮らせるためのバリアフリーは必要不可欠である。精神障害という目に見えにくい障害特性に地域の理解を促すためには、センターが地域福祉ネットワークの中心として自ら出向いていく姿勢を持ちながら、当事者と共に普及啓発に取り組んでいきたい。

4-1. 具体的事業実施内容

(1) サービス提供

生活の基本である食事や身の回りに関する各種サービスを提供し、地域で暮らす精神障害者の生活を補完する。

- ① 夕食サービス
- ② 入浴サービス(石鹸、シャンプー、リンス販売 / タオル、マット、ドライヤー貸し出し)
- ③ 洗濯サービス(洗剤販売)
- ④ インターネットサービス
- ⑤ お茶、紅茶、砂糖販売
- ⑥ コピー、印刷サービス
- ⑦ パソコン、楽器、スポーツ用具の貸し出し

(2) 日常生活支援

地域生活を送る上で生じる日常的な要望・課題に対して多様な支援を行なう。
必要に応じて、関係機関とも連携し、訪問や同行等も積極的に行なっていく。

- ① 訪問(訪問相談、家族支援 等)
- ② 同行(区役所、医療機関、就労関係機関 等)
* ①②については、一定程度支援センターを利用している方が対象
- ③ 制度申請、手続き(区役所、銀行 等)
- ④ 金銭管理(有料サービス限定)
- ⑤ 情報提供
- ⑥ 家事支援
- ⑦ リサイクルコーナーの活用

(3) 相談支援

身近な相談窓口として幅広く福祉・障害に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用等、必要な支援を行なう。また、精神障害者の専門相談窓口として、ケアマネジメント技法も踏まえつつ、面接・電話相談等様々な面から支援を行なう。

- ① 面接相談(職員、嘱託医、ジョブコーチ)
- ② 電話相談(職員)
内容 … 生活、医療、対人関係、心理情緒、経済、制度申請、手続き 等 生活全般に関すること
相談者 … 本人、家族、関係機関、他障害を持つ方
- ③ 関係機関との連携(カンファレンスの実施、医療・福祉施設・区役所等との連絡調整 等)

(4) 当事者活動支援

障害者が能力を発揮する機会や場を提供することによって、当事者活動を支援・尊重し、社会参加を促進する。

- ① ピア活動・自主活動の支援
- ② 関係機関の当事者活動を見学する機会の提供
- ③ ピアカウンセラーによる講座開催

(5) 地域交流

港南区における精神保健福祉及び他障害関係機関とのネットワークを構築し、障害者支援に活用する。
また、開かれた施設として地域と積極的に交流し、普及啓発に取り組んでいきたい。

- ① 港南区精神保健福祉ネットワーク(*注 1)の定例会と行事計画
- ② 活動協力と施設提供(家族会、ボランティアグループ、関係機関 等)
- ③ 3 障害の交流と活動(地域生活支援会議、区障連 等)
- ④ 地域ボランティアの受入れ(パソコン、気功、おしゃべり 等)
- ⑤ 体験ボランティアの受入れ(地域住民、学生 等)
- ⑥ 関係機関と共同開催のイベント実施(バスハイク、港南ネットまつり(*注 2)、あおぞら交流会(*注 3)、ソフトボール、公開講座 等)
- ⑦ 関係機関との連絡会、会議参加運営 等(他障害関係機関との交流)

(*注 1) 港南区精神保健福祉ネットワーク(港南ネット) … 区内の医療機関、地域活動支援センター、区福祉保健センター、家族会 等で構成されている。2 か月に 1 回の頻度で会議を開催。情報交換、勉強会、合同行事の企画などを行っている。

(*注 2) 港南ネットまつり … 港南ネット参加団体が年 1 回開催している。自主製品販売等を行い、地域住民との交流を図っている。

(*注 3) あおぞら交流会 … 近隣福祉施設(当センター、地域ケアプラザ、社会福祉協議会、地域活動ホーム、保育園)の利用者、職員交流を行っている。

(6) 地域活動支援

地域移行を目指す精神障害者の地域活動支援を行い、日中の居場所、創作的活動の機会を提供し、地域交流の促進を図る。

- ① 居場所の提供
- ② QOL(生活の質)向上に役立つ講座・プログラムの開催(ランチ会、お菓子教室、その他 衣食住全般に関するもの)
- ③ 社会生活機能、知識獲得のための講座・プログラムの開催(就労関連、パソコン教室、社会生活技能訓練-SST 等)
- ④ イベントの開催(利用者、家族、ボランティア等の交流)
- ⑤ 医療と連携し、退院に向けた入院患者への場所の提供

(7) その他

その他、センターの設置目的を達するために必要な事業。

- ① 自立生活アシスタント事業
- ② 退院促進支援事業
- ③ 障害者自立支援法による障害程度区分認定審査会参加
- ④ 家族支援(家族ミーティング、家族向け勉強会 等の開催)
- ⑤ ボランティアの育成
- ⑥ 福祉職従事者の育成協力
- ⑦ 事故防止対策(来館者が多い時間帯の利用者の動向の把握と迅速な対応)

4-2. 具体的数値目標

(1) 日常生活支援

	平成 20 年度 (予定)	平成 18 年度 (実績)
本人 来館者数	32 人 (1 日)	32 人 (1 日)
電話、面接、 面接非構造・その他	50 件 (1 日)	49 件 (1 日)
訪問・同行	25 件 (年間)	21 件 (年間)
夕食サービス	15 人 (1 日)	14 人 (1 日)

(2) 自主事業・地域交流

	平成 20 年度 (予定)	平成 18 年度 (実績)
就労講座	200 人(年間)	128 人(年間)
港南ネットまつり	160 人(年間)	149 人(年間)
バスハイク	70 人(年間)	40 人(年間)
関係機関との合同イベント	85 人(年間)	81 人(年間)

5. 職務分掌（配置・資格・経験等）

氏名	取得資格	経験年数(*1)	担当業務
所長A (常勤嘱託)	社会福祉主事	5年4ヶ月	施設運営事務全般、職員勤務表作成 防災管理責任者、運営連絡会 評議委員会 等
職員B (常勤)	精神保健福祉士 相談支援専門員 社会福祉士	5年4ヶ月	金銭出納管理、入浴・洗濯・インターネットサービス会 計、備品/リサイクル品・落し物管理、 地域ネットワーク、障害程度区分審査会、運営連絡会、
職員C (常勤)	精神保健福祉士 相談支援専門員	5年4ヶ月	実習生担当、統計、夕食サービス会計、夕食献立作 成、夕食サービス担当職員分担表作成、 ホームページ管理、地域ネットワーク
職員D (常勤)	精神保健福祉士 相談支援専門員	5年4ヶ月	統計、就労関連事業、防災管理、 備品/リサイクル品・落し物管理、地域ネットワーク、 運営連絡会
職員E (非常勤)	精神保健福祉士 社会福祉士	5年4ヶ月	夕食献立作成、余暇支援、衛生業務、 地域ネットワーク
職員F (非常勤)	精神保健福祉士	5年4ヶ月	統計、就労関連事業、衛生業務、余暇支援 ホームページ管理、地域ネットワーク
職員G (非常勤)	社会福祉主事	3年4ヶ月	その他サービス関係、衛生業務、 消耗品管理
職員H (アルバイト)	—	4ヶ月	リサイクル品・落し物管理、消耗品管理、 余暇支援、ホームページ管理

(*1) 経験年数は、平成19年8月1日時点

6. 研修計画

- ・横浜市生活支援センター研修
- ・横浜市精神障害者地域生活支援連合会研修
- ・全国精神障害者社会復帰施設協会研修 など

*上記研修及び他の研修であっても、自己研鑽に役立つ研修については積極的に参加していく

平成 20 年度

港南区生活支援センター指定管理料予算

自平成 20 年 4 月 1 日 至平成 21 年 3 月 31 日

(単位：円)

項 目	予 算 額	備 考
人 件 費	(40,408,000)	
施設管理費	(6,098,000)	
光熱水費	3,200,000	
庁舎管理	2,898,000	
事業運営費	(3,106,000)	
旅費交通費	140,000	
講師謝金	180,000	
消耗品費	1,154,000	事務用消耗品、新聞・機関誌等購読料他
印刷製本費	200,000	
通信費	200,000	切手代、振込手数料他
電話料金	170,000	
賃借料	350,000	コピーリース料他
備品等購入費	200,000	
会議費	10,000	
研修費	100,000	
設備修理費	150,000	
諸会費	60,000	
施設賠償保険	192,000	全精社協総合補償制度
入浴サービス等実費徴収額		
光熱水費充当分	(△ 156,000)	
合 計	49,456,000	

社会福祉法人新生会